

## 生徒心得

本校生徒には、校訓である「遵義・力行」の精神を涵養し、よりよい未来の創造に貢献できるリーダーの資質・能力を身につけてほしいと考えます。

具体的には、①豊富な知識と広い視野を持ち、様々な視点から物事を捉え、論理的に思考し創造する力、②困難な課題にも挑戦し解決する力、③豊かな感性や人権感覚を持ち、温かく優しい心を備え、他者の立場に立って考えることができる力、④よりよい未来を創る主権者として、他者と協働して目標を達成するために必要な共感力やリーダーシップ、などです。

みなさんは、よりよい未来社会を創る形成者としての使命と自覚を常に持ち、目標に向かって真摯に自己と向き合う高校生活を送るよう努めてください。

### I 挨拶および身だしなみについて

- (1)友人や先輩・後輩、先生方、来校者と明るい挨拶を交わしてください。
- (2)本校における服装や身だしなみの基準は【別表】に示したとおりです。

### II 登下校時において

- (1)登下校時には、制服を着用してください。土日祝祭日に班活動等のために登下校する場合も同じです。やむを得ぬ事由で規定以外の服装をしなければならない場合には、生徒支援課に【異装届】を提出し、許可を受けてください。
- (2)登下校時には、公共交通機関における乗車マナーや交通ルールを遵守し、トラブルに巻き込まれたり、交通事故に遭ったりしないよう努めてください。自転車の二人乗りや傘差し運転、携帯電話やスマートフォンを使用しながらの乗車、またイヤホンを装着した状態での乗車は条例で禁止されています。
- (3)自転車通学生徒は、生徒支援課に【通学用自転車利用届】を提出し、許可を受けてください。登校後は、自転車庫に施錠をした状態で整然と並べてください。
- (4)下校時刻は17時です。ただし、班活動等を行っている生徒の下校時刻は18時です。また、下校時刻の延長については、担任や班参与等本校教員の指導のもとで許可されます。

### III 校内において

- (1)校舎の出入りには生徒昇降口を利用してください。校地内では、上履き、下履き、体育館シューズの区別をはっきりさせてください。
- (2)登校後は、放課まで許可なく校外には出られません。やむを得ぬ事由がある場合には、担任および生徒支援課の許可(【外出許可証】)を受けてください。
- (3)貴重品は、各HR教室に備付けの個人ロッカーを使用し、その管理を徹底してください。また、持ち物にはすべて記名し、学校に不要な貴重品や大金を持って来てはいけません。
- (4)学校施設や設備を大切にし、特に定められた清掃分担区域は責任をもって環境美化に努めてください。万が一損壊や破損をさせた場合には、速やかに【学校備品等の損壊・破損報告書】を生徒支援課に提出してください。

- (5)授業以外で教室その他の施設や設備、備品等を使用する場合には、必ず係の先生に届けて許可を受けてください。
- (6)携帯電話やスマートフォンの校内への持ち込みについては、特に制限していません。大人として、節度ある適正な使用を心がけてください。
- (7)連絡は掲示によることが多いので、常に掲示板等に注意してください。
- (8)放送・掲示・印刷出版等は必ず生徒支援課の許可を受けてください。なお、掲示場所については指示に従ってください。

#### IV その他

- (1)インターネット上の書き込み等に関するトラブルの未然防止のため、その利用に際しては個人情報保護や人権尊重の観点からルールやマナーを守ってください。
- (2)自動二輪車や自動四輪車については、滋賀県 PTA の自主規制の趣旨を十分に理解し、申し合わせを遵守してください。
- (3)外出する場合には、【生徒証明書】を携行してください。なお、夜間における不要不急な外出は控えてください。条例により 23 時から 5 時までの間の外出は補導対象となっています。
- (4)飲酒・喫煙・薬物乱用、また暴力行為やその他高校生としてふさわしくない行為は絶対に行わないでください。
- (5)アルバイトは原則禁止です。
- (6)キャンプ・登山・サイクリング・水泳・スキー等を行う場合には、立入禁止区域に入らない等のルールを遵守することはもちろんのこと、生命や安全を最優先させる行動をとってください。

【別表】

	制服のかたち	身だしなみ全般に関する留意点
冬 期	<p>【Aタイプ】</p> <p>[上]詰襟学生服（黒）</p> <p>[下]学生ズボン（黒）</p> <p>・学生服の左襟には襟章をつけること。</p> <p>【Bタイプ】</p> <p>[上]ブレザー（紺・指定）もしくはセーラー服（紺・指定）</p> <p>[下]スカート（紺・指定）もしくはスラックス（紺・指定）</p> <p>・ブレザーおよびセーラー服の左胸には胸章をつけること。</p> <p>※学生服やブレザーを脱いだ時には、カッターシャツや開襟シャツもしくは丸襟ブラウスでなければならない。</p>	<p>【頭髪】</p> <p>・染毛やパーマ等は認めていない。</p> <p>【装飾品】</p> <p>・ピアスやイヤリング等の装飾品を身につけることは認めていない。</p> <p>【上履き】</p> <p>・次の条件を満たす形状のものであること。</p> <p>①非常変災時に安全が確保できる、ヒールカップやかかとひもがついたもの。</p> <p>②床を傷めたり、大きな音が出たりすることのない柔らかい底のもの。</p> <p>【着こなし】</p> <p>・極端に長いもしくは短い学生服の着用は認めていない。</p>
夏 期	<p>【Aタイプ】</p> <p>[上]カッターシャツ（白）もしくは開襟シャツ（白）</p> <p>[下]学生ズボン（黒）</p> <p>【Bタイプ】</p> <p>[上]カッターシャツ（白）・丸襟ブラウス（白）もしくはセーラー服（白・指定）</p> <p>[下]スカート（紺・指定）もしくはスラックス（紺・指定）</p>	<p>・スカートのウエスト部分を巻き上げたり、裾を切ったりすることでスカート丈を短くしないこと。</p> <p>・カッターシャツやブラウスを着用する際には、シャツの裾をズボンやスラックス、スカートの中に入れておくこと。また、胸元がはだけないよう第二ボタン以下を留めておくこと。</p> <p>・冬期および夏期ともにセーラー服を着用する際には、スカーフ（黒・指定）をつけること。スカーフの代わりに市販のリボン等を使用することは認めていない。</p> <p>・冬期のオーバーコート、マフラー、手袋等の防寒具は室内では着用しないこと。</p> <p>【カーディガン・ベスト等】</p> <p>・肌寒い時に以下のことに限って認めている。</p> <p>①セーラー服(冬期)の上に着用</p> <p>②学生服やブレザーの下に着用</p> <p>③色は派手ではなく、清楚なもの</p> <p>・ただし、式典や公的な場所(職員室等)での着用は認めていない。</p>

（注意）本校では、冬服・夏服の「制服移行期間」を設けていません。体調や天候を考慮し、各自で判断してください。